

保育所機能内容の説明

拠点機能	・ 地域子育て支援センター事業
	「在宅の子育て支援」として地域子育て、また、「子ども発達センター」の機能を生かした「療育事業」の拠点として、各保育所で連携して実施することで地域ブロックでの家庭内で、子育てに苦しんでいる親子の触れ合いの場の提供や子育てグループの育成、両親の育児支援事業など様々な子育て支援の推進を図る。
	・ 障害児一時保育
	全ての、障害児を受け入れて、集団保育を実施する。（私的理由等） 保護者の就労形態等で断続的に保育に欠ける児童、または、保護者の疾病などで緊急・一時的に保育に欠ける児童の利用が1日6人以上の場合は補助事業の対象となる。（ と の合計が10人以上も対象となる。） 母子通園が原則となるが、母子分離が可能な親子に関しては、徐々に分離して障害児の親の育児リフレッシュに努める。
	・ 空き保育室の開放（わいわいルーム）
	保育室を利用して、就学前の在宅の親子を対象に空き教室を開放して、自由な親子の触れ合いの場として利用してもらう。 また、親どうしの情報交換の場また子育てサークルへの発展の機会として、「地域で子どもを育む力」を高める。 必要に応じて、子育てサークルの育成支援、育児不安等についての相談並びに地域資源の情報提供を行って子育てをする親の指導の推進を図る。
	・ 障害児の小集団保育（サテライトすくすく）
	心身の発達に不安のある子どもたちの小集団保育を公立保育所で実施し、子ども発達センター機能の地域版として公立保育所が市内全域のフォローをめざす。
基本機能	・ 巡回子育て支援事業（シーユー）
	0歳から6歳までの在宅児を対象に実施する親子教室で、遊びを通して親子の関わり方や育児相談の実施、講演会の開催など、子ども発達センターで実施している事業を公立保育所で展開することによって、「地域で子どもを育む力」を高める。
	・ 乳児保育
	0歳児の入所受入れ事業 市内の保育所入所待機児童の中で、比率の高い乳児の待機児童解消のため各公立保育所で、乳児の入所を実施する。乳児3人に対して保育士1人の加配が必要。 現在、乳児の入所受入れをしていない施設の中には、簡単な施設・設備（沐浴設備・調乳設備）の整備が必要。
	・ 障害児保育
	保育に欠ける、特別児童扶養手当に該当する障害児を受け入れて、集団保育を実施する。障害児3人に対して保育士1人の加配が必要。 入所する児童の障害によっては、簡単な施設・設備（トイレ・段差改修）の整備が必要。
	・ 時間延長保育
	保育所の利用者の勤務雇用形態の変更に対応するため、乳幼児を時間を延長して預かる。最長、午後10時まで国の補助事業の対象となる。（学童保育も補助対象事業となる） 利用者と問題が発生しないよう登録制度を導入して実施する。 事業実施中は、最低、2人の保育士の勤務が必要。
	・ 地域活動事業
	世代間交流事業（老人福祉施設訪問等）、異年齢児交流事業（地域の幼稚園や小学校その他児童との交流）、育児講座（子育て家庭や入所児童の父兄等）、郷土文化伝承活動（陶芸、祭等）、保育所退所児童との交流（小学生等との交流）など地域の特色を生かした各種事業を実施する。